

1 1 喫煙

初期対応のポイント

- ① 喫煙または喫煙具所持を発見したときは、その場で喫煙又は喫煙具を所持していることをしっかりと確認し、そのことを児童生徒自身に認めさせる。
- ② その場で叱責するのではなく、落ち着いて話のできる場所で、まずは本人から話を聞く。
- ③ 話を聞いた後、喫煙行為または喫煙具所持が法律的にも校則としても健康面からも認められないことをしっかり指導する。
- ④ 振り返りの機会を設定し、行動の問題点について反省させる。
- ⑤ 保護者に連絡し、当該児童生徒同席のもと事象の説明と学校の指導の方針を伝える。

指導の手順

当該児童生徒への指導

事実確認

- ・喫煙又は喫煙具所持の事実をしっかりと認めさせる。
- ・本人から喫煙または喫煙具所持の理由やその背景の話を聞く。
- ・いかなる場合も喫煙または喫煙具所持が認められていないことをしっかり理解させる。
- ・振り返りの機会を設定し、行動の問題点について反省させる。

保護者への連絡

- ・保護者を学校に召喚するか家庭訪問をし、本人を同席させた上で、事象の説明と学校の指導の方針を伝える。また、再発防止のための協力も依頼する。

指導

- ・継続した指導に入る。

留意点

- ・保護者への説明は、児童生徒にさせるのではなく、教職員が当該児童生徒同席のもと行う。

学級や全校児童生徒への指導

全体指導

- ・喫煙が健康や身体の成長に悪影響を及ぼすことや法律で禁止されている行為であることなど、学級活動や様々な集会等で指導する。

講演

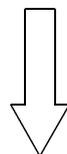
- ・関係機関の講師等を招いて、喫煙防止教室や講演会を実施する。

学習会

- ・児童生徒が自ら考え、意見を出し合える喫煙についての学習会を設定する。

全体指導

- ・喫煙防止をテーマにした学級活動や様々な集会等を開く。
- ・関係機関の講師等を招いて、喫煙防止教室や講演会を実施する。
- ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の喫煙に対する意識や行為を把握し、その後の指導に活用する。



指導内容

当該児童生徒への直接指導

- ・喫煙を始めた時期や喫煙場所などを聞く。
- ・家庭や学校での生活、友人関係、学習状況、進路及び悩みなどについて聞き、児童生徒の理解に努める。
- ・この事象について今後どのような生活を送るのか、自己決定を促す。

保護者に対して

協力依頼と連携

- ・学級担任や学年主任及び生徒指導主事（担当者）から保護者に事象の説明をする。
- ・家庭における喫煙の状況やその認知度について聞く。
- ・学校の指導方針について伝える。
- ・家庭においても保護者と当該児童生徒が十分話し合えるよう依頼する。
- ・学校と保護者が常に連携をしながら当該児童生徒の健全な育成に取り組めるよう協力を依頼する。

関係機関と連携して

専門家や警察及び地域住民との連携

- ・専門家や警察及び地域住民と連携しながら、地域での喫煙防止にも取り組んでもらう。

1 2 基本的生活習慣の確立

基本的生活習慣とは

- ① あいさつがしっかりできる。
- ② 睡眠時間をしっかりとれる。（就寝時間を守る等）
- ③ 食事をしっかりとれる。（朝・昼・夕食をマナーを守ってしっかり食べる等）
- ④ 排泄が自分でできる。（トイレに一人で決まった時間に行ける等）
- ⑤ 清潔にできる。（手洗い・歯磨き・入浴等）
- ⑥ 衣服を正しく自分で着られる。
- ⑦ 掃除や後片付けができる。
- ⑧ 忘れ物をしない。

学校及び地域における指導のポイント

小学校

観察

- ・入学時、奈良県教育委員会家庭教育7か条の内容が十分身に付いているかしっかり観察する。

指導

- ・児童の人間関係づくりを工夫し、みんなが楽しく授業に取り組み、あいさつや掃除がきちんとでき、ルールを守れる学級集団づくりをする。
- ・児童が自ら決めたルールや目標を教室に掲示し、常に意識させる。
- ・体験活動を充実させ、児童が互いに長所や特技及び魅力を発見し、認め合える集団づくりに取り組む。
- ・道徳教育を中心に、心の豊かさや規範意識の醸成に取り組む。

中学校

観察

- ・入学時、小学校時代にどの程度の基本的生活習慣が身に付いているか観察する。

指導

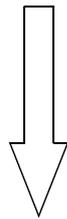
- ・特別活動を中心に生徒の人間関係づくりを工夫し、みんなが興味をもって授業に取り組める学級づくりをする。
- ・あいさつや掃除がきちんとでき、ルールを守れる学級集団づくりをする。
- ・道徳教育を中心に、心の豊かさや規範意識の醸成に取り組む。
- ・地域との交流の中で、あいさつ運動やボランティア活動を通して、基本的生活習慣を身につけさせる。
- ・部活動の中で、礼儀や言葉遣い及びマナー等を身につけさせる。

・地域の教育力も活用し、あいさつ運動やボランティア活動を通して、基本的な生活習慣を身につけさせる。



小学校における具体的な指導内容
様々な場面での指導

- ・児童に学習や給食、掃除等のルール作りと、その実行状況の点検をさせる。
- ・グループ学習を活用する。
- ・研究発表会や音楽発表会等、発表の場を設定する。
- ・飼育環境の工夫や言語環境の整備をする。
- ・学級イベントを活用する。
- ・校外学習や修学旅行を活用する。



中学校における具体的な指導内容
様々な場面での指導

- ・生徒会を活用し、生徒が自ら守れるルールづくりをさせる。(授業態度、服装、時間及び掃除等)
- ・特別活動や道徳教育を活用し、生徒の心や人間関係づくりに取り組み、その中で規範意識や基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ・マナー講習会や職場体験の中から社会のルールを学習させる。
- ・学級活動の中で、様々な悩みや不安及び問題を抱える仲間を互いに支え合える集団づくりに取り組む。

〈参考〉

- 奈良県教育委員会家庭教育7か条**
小学校就学までに身につけさせる7か条
- ① あいさつをする習慣をつけさせよう
 - ② 決めた時刻に寝る習慣をつけさせよう
 - ③ 身の回りの片付けをする習慣をつけさせよう
 - ④ 手伝いをする習慣をつけさせよう
 - ⑤ してよいこと、してはいけないことをしっかりと教えよう
 - ⑥ 家族で会話をする機会を増やそう
 - ⑦ 友だちと外で遊ばせよう

おつかひごちん

